

公益財団法人介護労働安定センターホームページ運用方針

第1条（総則）

この文書は、公益財団法人介護労働安定センター（以下「当センター」という。）の公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に関する管理・運用に関し、必要な事項を定める。

第2条（目的）

公式ホームページは、当センターの情報媒体として、当センターが支援する介護事業者や関係機関の利便に供することを目的とする。

第3条(総括管理者)

公式ホームページを総括的に管理するため、公式ホームページ総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置く。

- 2 総括管理者は、事務局長とする。
- 3 総括管理者は、公式ホームページの適正かつ円滑な運用を図るとともに、安全性を確保するため、関係職員に対し指導及び助言を行う。

第4条(運用管理者)

公式ホームページの適正かつ円滑な運用を図るため、公式ホームページ運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

- 2 運用管理者は、運営企画室長とする。
- 3 運用管理者は、公式ホームページ全体の運用管理を行う。

第5条(発信管理者)

公式ホームページの充実を図るとともに、掲載するページを適正に作成・管理するために、ページを所管する課及び支部に発信管理者を置く。

- 2 発信管理者は、ページを所管する課等の課長及び支部長とする。
- 3 発信管理者は、ページの作成、修正及び削除の決定を行う。

第6条（運用管理担当者）

公式ホームページの運用管理は企画調整課が所掌することとし、企画調整課には運用管理担当者を配置する。

第7条(ホームページの構成)

公式ホームページは別紙の構成とし、各ページを所管する発信管理者が管理する。

2 トップページの内スライダーを追加及び削除する場合は、運用管理者の決裁を受けなければならない。

第8条(ページの作成等)

ページは、所管する発信管理者の指示に従い作成、修正及び削除を行う。

2 公式ホームページに掲載するページを新たに作成、修正及び削除するときは、所管する発信管理者の決裁を受けなければならない。

ただし、人の生命、身体又は財産を守るなど緊急かつやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第9条（掲載内容）

センターの職員は、介護の最新情報の収集に努めるものとし、収集した最新情報と介護の魅力を積極的に発信（掲載）するものとする。

2 前号に掲げるもののほか、センターの事業及び次の各号に資する情報を収集し掲載するものとする。

- (1) 介護労働者の雇用管理の改善。
- (2) 介護労働者の能力の開発及び向上。
- (3) 介護労働者の福祉の増進。
- (4) 介護関係業務に係る労働力の確保。
- (5) その他、統括管理者が必要と判断した情報。

第10条（掲載内容の制限）

公式ホームページには、次に該当するものは掲載しない。また、公式ホームページからのリンク先についてもこれを適用する。

- (1) 法令又は条例に違反するもの、又は違反するおそれのあるもの。
- (2) 第三者を誹謗、中傷するもの、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの。
- (3) 著作権、商標権、肖像権など当センターまたは第三者の知的財産権を侵害するもの。
- (4) 第三者に不利益を与えるもの。
- (5) 政治活動、宗教活動、選挙運動に関するもの、又はこれらに類似するもの。
- (6) 公序良俗に反するもの。
- (7) わいせつな表現を含むもの。
- (8) 人種・思想・信条等の差別を助長するもの。
- (9) 人権を侵害するもの、又はおそれのあるもの。
- (10) 犯罪行為等を誘発または助長するもの。
- (11) 第2条の目的を逸脱するもの。

(12)前各号に掲げるもののほか、統括管理者が掲載できないと判断したもの。

2 情報をホームページに掲示するに当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 氏名と次に掲げる情報を連結させた情報は掲示してはならない。

ただし、統括管理者が業務を遂行するために掲載が必要な連絡先（電話番号、Eメールアドレス等）と判断した場合は、この限りでない。

①住所

②生年月日

③電話番号

④Eメールアドレス

⑤国籍

⑥性別

⑦①から⑥までに掲げるもののほか、統括管理者が掲載してはならないと判断した情報

(2) 第三者が作成した文書、写真、画像等を掲示する場合は、当該情報の著作権に留意する。

(3) 個人を特定できる写真や動画を掲載する際は、可能な限り事前に掲載許可を本人から得るようにする。また、掲載後に本人から削除申し出があった場合は、速やかに削除を行う。

3 その他、公式ホームページの掲載内容の制限・基準においては、総務省が示す「みんなの公共サイトガイドライン」を参考にする。

第11条（リンクの制限・基準）

(1) 第三者のホームページに公式ホームページのURLを掲載（リンク）する場合は、介護関係者、公共団体もしくは社会的な利便に供することを目的とした組織に限定する。

(2) 公式ホームページに第三者のホームページのURLを掲載（リンク）する場合は、掲載するページの発信管理者が許可したもので、リンク先から許可を得たものとする。

第12条（内容の削除）

統括管理者は、次の各号の場合、担当者ならびにリンク先のホームページ管理者に通知することなく公式ホームページからのリンクの解除及び掲載内容等を削除することができる。

(1) リンク先内容が、第10条の掲載内容の制限に該当すると管理者が判断した場合。

(2) その他、統括管理者が不適当であると判断した場合。

第13条（著作権）

公式ホームページに掲載した写真及び記事の著作権は、当センターに帰属する。いかなる者も掲載写真・記事の無断転載を一切禁止する。

第14条（免責事項）

公式ホームページにリンクをしたことで第三者に生じたいかなる損害も、当該リンク先のホームページ管理者において解決するものとし、当センターは一切責任を負わない。

第15条（ホームページの安全管理）

各管理者及び担当者は、公式ホームページのセキュリティ対策を十分に行うこととするが、外部からの不正侵入及び改ざん等を受けた場合は次の各号により迅速かつ適切な対応を行う。

- (1) 運用管理者、発信管理者及び運用管理担当者は不正侵入及び改ざん等の有無を確認するため、定期的に公式ホームページを確認する。
- (2) 不正侵入及び改ざん等を発見した者は、速やかに運用管理者に報告し指示を受ける。
- (3) 不正侵入及び改ざん等の報告を受けた運用管理者は、直ちに統括管理者に報告すると共に、公式ホームページのサービスを停止する等の指示及び対策を講じる。
- (4) 不正侵入及び改ざん等の対策が終了した後は、統括管理者が公式ホームページに係る再開を判断するものとする。
- (5) 統括管理者は、不正侵入及び改ざん等の対策が終了した後は、理事長へ経緯と状況を報告し、必要に応じて「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)」に基づく被害届を警察へ提出する。

第16条（運用方針の改廃）

この運用方針は必要に応じて改廃する。

附則

この運用方針は、令和6年4月1日から施行する。

介護労働安定センターの公式ホームページの構成

項目	所管課（支部）	備考
介護労働安定センターとは	CI（法人理念）	総務課
	会長あいさつ	総務課
	情報公開	総務課
	組織機構	総務課
	事業概要	総務課
	アクセス	総務課
	各支部のご案内	各支部
	各支部一覧	各支部
	専門家相談（職場環境改善）	雇用管理課・能力開発課
	専門家相談（職員健康管理）	雇用管理課・能力開発課
職場づくり支援	専門家相談（キャリア形成）	雇用管理課・能力開発課
	専門家相談（生産性向上）	雇用管理課・企画調整課
	各種保険制度	雇用管理課
	ホームページ作成支援	雇用管理課
	知識技術を学ぶ（事業主向け）	雇用管理課
	知識技術を学ぶ（職員向け）	能力開発課
	知識技術を学ぶ（Webセミナー）	雇用管理課・能力開発課
介護人材の育成支援	知識技術を学ぶ（オーダーメイド研修）	能力開発課
	資格を取得する	能力開発課
	情報発信（職場改善好事例）	雇用管理課
	情報発信（お役立ちツール）	雇用管理課
	情報発信（介護労働懇談会）	雇用管理課
	情報発信（介護の魅力発信）	能力開発課
	情報発信（労働局委託事業）	雇用管理課
	情報発信（介護の日）	雇用管理課
	出版物のご案内	能力開発課
	スライダー	各課
魅力発信・情報提供	セミナー・講習の申込	各支部
	各支部からのお知らせ	各支部
	セミナー・講習会について	雇用管理課・能力開発課
	介護労働実態調査等	雇用管理課
	賛助会員	雇用管理課
	出版物のご案内	能力開発課
	職場環境のチェック	雇用管理課
	家政婦（夫）の支援	雇用管理課
	調達情報	経理課
	採用情報	総務課
メイン掲載項目	本部からのお知らせ	各課
		全般管理（企画調整課）
ヘッダー・フッター・掲載項目	お問合せ	総務課
	サイトマップ	企画調整課
	プライバシーポリシー	総務課
	特定商取引に基づく表示	総務課
	ホームページのご利用について	総務課
	アクセシビリティ	企画調整課
	リンク集	総務課
	SNSの運用方針	企画調整課
	公式アカウント一覧	企画調整課
	センターホットライン	企画調整課
	広告掲載について	企画調整課

※ リンクする先のページは所管課（ページ所管課等）の管理とする。